

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和元年12月17日付けの各保護（変更）決定通知書（以下併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分（以下併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

私の老齢年金生活者支援給付金に対して、全額減額決定に対するの不服申立てですが、あとは福祉課の（ケースワーカーさんの）言い方も気になります。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 1月21日	諮問
令和3年 2月26日	審議（第52回第1部会）
令和3年 3月15日	審議（第53回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

そして、「年金生活者支援給付金の支給決定情報にかかる留意点と保護費への反映について」（令和元年11月6日付事務連絡厚生労働省社会・援護局保護課保護係長通知。以下「年金給付金通知」という。）2・(1)は、保護費への反映方法の1つとして初回支払月が令和元年12月のケースについて、局長通知第8・1・(4)・アにより、実際の受給額を同月と令和2年1月に分割して収入認定することとしている。

#### (4) 次官通知、局長通知及び年金給付金通知の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、年金給付金通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、本件の適用に関して合理的であると認め

られる。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、初回支払月が令和元年12月となる年金給付金については、局長通知第8・1・(4)・アに従い、実際の支給額を支給月から次回の支給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされ(1・(3))、請求人に対しては、令和元年12月から令和2年4月までの偶数月に各12,696円支払われることになるとされているところ、処分庁は、令和元年12月13日に請求人に支払われた年金給付金12,696円を、支給月である令和元年12月及び次回支給月である令和2年2月の前月である同年1月の2月で除した6,348円を、請求人の令和元年12月及び令和2年1月の各収入としてそれぞれ認定したことが認められる。

そして、処分庁は、上記のことから、請求人の令和元年12月及び令和2年1月分の各保護費について変更する各保護変更決定を行うこととし(本件各処分。)、令和元年12月17日付けの本件各処分通知書により請求人にそれぞれ通知したことが認められる(同)。

そうすると、請求人が年金給付金を受給したことにより処分庁が行った、請求人の令和元年12月分及び令和2年1月分の各保護費を変更する旨の本件各処分は、いずれも上記1の法令等の定めに則ってなされたものであって、違算等の事実もないことから、違法又は不当な点は認められない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、「私の老齢年金生活者支援給付金に対して、全額減額決定に対しての不服申立てですが、あとは福祉課の(ケースワーカーさんの)言い方も気になります。」と主張しているが、この点について具体的な主張・立証はなく、本件各処分がいずれも法令等の定めに則って適正になされたものと認

められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹